

仕 様 書

(目的)

広島県水道広域連合企業団三原事務所（以下「三原事務所」という。）の空調設備を更新する。

(数量)

一式（室外機 1 台、室内機 3 台）

(規格)

《 室外機 》

- ・ 種類：ガス式空冷ヒートポンプ式
- ・ 電源：3 相 200V 60Hz
- ・ 定格冷房能力：56kw

《 室内機 》

- ・ 形式：天井埋込式
- ・ P W L：62dB 以下
- ・ ドレン管：25A
- ・ リモコン：ワイヤードリモコン付

《 共通 》

- ・ 冷媒：R410A
- ・ 冷媒配管：φ 22.2 ・ φ 15.9 ・ φ 12.7 ・ φ 9.5
- ・ 室外機及び室内機は、同一メーカーの製品であり、標準的な組合せであること。
- ・ 系統：管理室系統 3 台（管理室 2 台、テレメーター室 1 台）
- ・ 既設の集中リモコンと連動させること。

(納入期日及び場所)

納入期日：令和 6 年 10 月 31 日

納入場所：三原事務所

(所管)

三原事務所 業務課 総務係（担当：中本・崎原）

(設置作業)

(1) 一般事項

- ① 作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ることとし、確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること。
- ② 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合、又は与える恐れがある場合には、速やかに三原事務所と協議したうえで対策等を実施すること。
- ③ 発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④ 作業にあたり、施設・他の機器等を汚損しないよう、受注者の負担で適切に養生すること。なお、汚損した場合は、受注者の責任及び負担で速やかに元の状態に復旧すること。
- ⑤ 空調機等の取替えに際し、情報機器の停止等の措置は、原則行わない。情報機器の冷却のため、発注者が必要と判断した場合は受注者の負担でスポットクーラー等を設置すること。
- ⑥ 作業に関連する法規及び設置する空調機の施工要領等を遵守すること。また、必要に

応じ空調機のメーカーから技術的な助言及び支援を受けること。

- ⑦ 作業上、各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。

(2) 作業内容

- ① 既設設備の配置等は添付図のとおりである。既設空調機を撤去し、今回、調達する空調機は、原則、既設と同じ位置に設置するものとする。
- ② 既設配管、配線遮断器及び支持物等（以下「既設配管等」という。）は、再使用してもよい。ただし、現地調査の結果再使用に適さないことが判明した場合は、受注者の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。
- ③ 既設配管等で再使用しないものは、発注者の承諾を得た上で撤去すること。
- ④ 室外機及び室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を適切に行うこと。
- ⑤ 屋外の支持物を新設する場合は、SUS 製または溶融亜鉛メッキ仕上品とすること。
- ⑥ 室内機及び室外機設置後、必要に応じて天井及び壁等の補修を行うこと。
- ⑦ 屋外及び屋内露出部の配管及び配線にはラッキング等、適切に保護を行うこと。空調機の取換えのため保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。
- ⑧ 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は、受注者の責任及び費用負担において適法に処分すること。
- ⑨ 設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー推奨のものとする。既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

(保証)

メーカーの無償保証期間中、メーカーの定めた保証内容にて無償保証対応を行うこと。施工に関する内容がメーカーの保証に含まれない場合は、受注者が最低1年間無償保証すること。

(提出書類)

発注者の指定する様式で、以下の書類を提出すること。

- ・取扱説明書及び保証書

(その他)

- (1) 本仕様書に係る業務を遂行するために必要な旅費、時間外作業等の経費は、受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書についての疑義は入札前に質問することとし、入札後は仕様書の解釈の相違並びにその他理由による異議申し立ては認めない。